

千歳市卸売市場運営委員会に関する諸規定(抜粋)

【千歳市公設地方卸売市場条例】 (抜粋)

(運営委員会)

第 19 条 市場の公正及び円滑な運営を図る施策に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、千歳市卸売市場運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員 15 人以内をもつて組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係業者
- (2) 生産者
- (3) 消費者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 市の職員

(任期)

第 20 条 委員会の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱され、又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第 21 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 22 条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第 23 条 委員会の庶務は、市場所管課において行う。